

ふりがな

児童氏名

生年月日

年

月

日

施設名

(申込中・転園申込中・利用中)

施設・事業所利用(継続利用)に関する同意書兼誓約書

<誓約内容>

- ◎住所や連絡先、世帯状況等に変更が生じた場合には、直ちに明石市まで連絡すること。
- ◎利用申込中または施設・事業所利用中の児童の兄または姉が、保護者と別居する場合には、直ちに明石市まで連絡すること。
- ◎利用申込後、児童の状況(アレルギー、成長の様子等)に変化があった場合には、直ちに明石市まで連絡すること。
- ◎明石市が保育料階層・副食費等を決定するために必要な保護者の情報(課税情報、海外所得等)を保有していない場合には、直ちに必要な書類を提出すること。(保育料・副食費が無償の対象となる場合も含む。)
- ◎保育を必要とする事由(就労、妊娠、就学、就職活動等)が変わる場合には、利用申込中(転園申込を含む。)または施設・事業所利用中によらず、速やかに証明書を提出すること。
- ◎就労内定や育児休業からの復職を理由に、施設・事業所の利用が決定した際には、利用開始の当月中に就労を開始し、速やかに証明書を提出すること。
- ◎就職活動を理由に施設・事業所の利用が決定した際には、認定の有効期限内に就労を開始し、速やかに証明書を提出すること。
- ◎児童の兄弟姉妹が利用申込中または施設・事業所利用中であり、保育が必要な証明書を新たに提出する場合には、それぞれの児童ごとに提出すること。
- ◎保育料は納期限までに必ず納付すること。(納付できない事情がある場合は、納付相談に応じます。)
- ◎施設・事業所との契約内容を守り、事前に保育時間を調整のうえ、決められた時間内に送迎すること。

<同意内容>

- ◎利用申込に必要な書類は、申込受付期間内に提出が必要であること。(不備を理由に再提出を求められたもの、追加で提出を求められたものも含む。)また、提出がない場合には、書類不備扱いとなり利用調整の対象にならないこと。
- ◎認定の有効期限が切れる場合には、児童の保育の必要性がないものとみなし、利用の解除(退所)を行うこと。また、利用申込中の場合には、利用調整を行わないこと。
- ◎年に一度、現況確認のために就労証明書等の書類の提出が必要であること。また、提出がない場合には、継続申込(施設・事業所利用中の場合は継続利用)ができないこと。
- ◎施設の利用について、自己都合により内定を辞退した場合には、次選考から優先順位が下がるなどの影響があること。
- ◎施設利用開始直後は、ならし保育を行うため、長時間の保育を行うことができないこと。(時間や期間は施設により異なる。)
- ◎保護者の就労状況について、就労先に調査や確認を行う場合があること。
- ◎以下の内容について、明石市から関係機関に調査や確認を行うこと。
 - ・児童のアレルギーや既往症、乳幼児健診、障害福祉サービス利用の有無や利用状況の内容について
 - ・生活保護受給の有無や受給状況について
- ◎児童の申請情報について、明石市から関係機関に提供する場合があること。
- ◎公平かつ適正な施設・事業所の運営を行うため、ご利用の施設・事業所から登園状況や連絡先などの情報を収集し、また明石市から施設・事業所に保護者の就労状況などの情報を提供する場合があること。
- ◎子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、必要な情報(地方税関係情報等)について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する(マイナンバーを用いた情報連携を含む)ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求める場合があること。
- ◎保育料決定を行うために必要な課税情報の確認が取れない場合には、最高階層の保育料で仮決定となり、第2子以降であっても保育料無償化の対象とならないこと。また、仮決定後に課税情報が確定し、新たに保育料を決定する際、過年度分の保育料の変更及び支払われた保育料の返還は行わないこと。
- ◎保育料を滞納した場合には、財産(給与・預貯金・生命保険等を含む。)の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- ◎施設・事業所を1か月に1度も利用しなかった場合、利用の解除(退所)を行うこと。
- ◎小規模保育事業所の卒園後引き続き保育を希望する場合は、新たに利用申込が必要となり、利用調整の結果により施設利用ができない場合があること。
- ◎公立幼稚園において勤務時間等の事由で校区外就園する際、卒園後の小学校区も校区外就学を認めるものではないこと。
- ◎利用している施設に関わらず、小学校は児童の住民票により決まること。本来のこども園区以外から公立幼稚園型認定こども園を利用している場合であっても、卒園後の区域外就学を許可するものではないこと。

施設・事業所の利用(継続)申込にあたり、上記内容すべての項目に同意し、誓約します。
なお、本書の内容に反した場合、利用内定の取消や施設・事業所を退所になっても異議ありません。

_____年 _____月 _____日

代表保護者名 _____

児童との続柄 _____